

とちぎネットアンケート事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、とちぎネットアンケート実施要綱（以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、とちぎネットアンケートの事務処理に必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 とちぎネットアンケートの協力者（以下「協力者」という。）の募集については、次によるものとする。

(1) 募集の広報

県が行う広報のほか、県主催事業等への参加者に周知することで行う。

(2) 募集の期間

通年募集とする。

(登録)

第3条 登録が完了した協力者に対しては、指定された電子メールアドレスに協力者登録完了のメールを送信する。

2 広報課長は、登録した協力者の個人情報（氏名・住所・性別・年齢・電話番号・電子メールアドレス・職業・登録日）をエクセル形式で保有し、適正に管理する。

(登録抹消)

第4条 要綱第6条第3号による登録抹消については、年度末時点で、当該年度に実施したアンケートに一度も回答を行わず、県からの継続意思確認の通知に対して、定められた期限までに連絡がない場合とする。ただし、登録時から年度末までの期間にアンケート調査が実施されなかった場合はこの限りではない。

(アンケートの実施方法)

第5条 要綱第4条第1号の規定によるとちぎネットアンケートの実施方法は、広報課長が、各部局からの調査の要望をとりまとめ、決定する。決定された調査を所管する部局は、広報課長に調査事項原案を提出する。広報課長は、提出された原案を基に調査票を作成の上、協力者に電子メールにより送信し回収する。

(謝礼)

第6条 要綱第7条に定める謝礼として、アンケートに回答した場合はポイントを付与し、予算の範囲内で謝礼品を贈るものとする。

(個人情報の利用目的)

第7条 協力者の個人情報は、次に掲げる目的にのみ利用する。

(1) アンケートの実施

(2) アンケートの集計・分析

(3) 第6条に定める謝礼品の発送

(4) 県政情報の案内等

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年3月1日から実施する。